

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則.....	(人事課)	2
○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則.....	(生活振興課)	2
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則.....	(食品衛生課)	5
○と畜場法施行細則の一部を改正する規則.....	(食品衛生課)	5
○理容師法施行細則の一部を改正する規則.....	(食品衛生課)	5
○美容師法施行細則の一部を改正する規則.....	(食品衛生課)	6
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則.....	(酪農畜産課)	6
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則.....	(建設部総務課)	8
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則.....	(都市環境課)	8
○北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則を廃止する規則.....	(地域医療課)	9
○理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則.....	(地域医療課)	9

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 趣旨及び内容

北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例の制定に伴い分担金の徴収に関する事務を支庁長に委任することとし、併せて、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 趣旨

特定非営利活動促進法施行条例の改正に伴い様式を定めるとともに、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 事業報告書等提出書及び定款変更に関する閲覧に係る書類提出書の様式を定めることとした（別記第5号様式の2及び別記第5号様式の3関係）。

(2) 特定非営利活動促進法等の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年5月1日から施行することとした。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 趣旨及び内容

旅館業法施行条例の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 趣旨及び内容

と畜場法施行条例の制定等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

理容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 趣旨及び内容

理容師法施行条例の改正に伴い規定の整備を行うとともに、理容所台帳の様式等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 趣旨及び内容

美容師法施行条例の改正に伴い規定の整備を行うとともに、美容所台帳の様式等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 趣旨

北海道家畜保健衛生所条例の改正に伴い所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 家畜の死体の保冷保管施設の利用に関する規定を新たに設けることとした（第2

条の2関係）。

- (2) 家畜の死体焼却の事務に関する規定を新たに設けることとした（第3条の2関係）。
- (3) (1)の使用料については1頭1回当たり500円、(2)の手数料については1件1万2,000円とすることとした（別表関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則（規則第18号）

1 趣旨及び内容

租税特別措置法の改正に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- (1) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成12年北海道規則第93号）
- (2) 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）
- (3) 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 趣旨及び内容

都市計画法施行条例の制定及び北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第20号）

1 趣旨及び内容

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例の廃止に伴い、北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則（規則第21号）

1 趣旨及び内容

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の廃止に伴い、理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第11号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

経済部の項2の事項中「電気用品取締法」を「電気用品安全法」に改める。

農政部の項4の5の事項中「北海道農業改良資金貸付規則（昭和31年北海道規則第161号）」を「北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則第96号）」に改め、同項4の6の事項中「自作農維持資金融通法」を「農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律（平成13年法律第28号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる貸付金に係る同法第2条の規定による廃止前の自作農維持資金融通法」に改め、同項29の事項中「（第5条に係るものを除く。）」を削り、同項に次の2事項を加える。

33 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条の規定による融資機関に対する貸付金に係る償還金及び違約金並びに延滞金の徴収に関すること。

34 北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例（平成15年北海道条例第1号）第3条の規定による分担金の徴収に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第12号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表条例第6条の届出書の項の次に次のように加える。

条例第7条第1項の提出書	別記第5号様式の2
条例第8条第2項の提出書	別記第5号様式の3

別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式（第2条関係）」に改め、同様式（備考）を次のように改める。

（備考）

- 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 定款（法第10条第1項第1号）〔3部〕
 - 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔3部〕
 - 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔3部〕
 - 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔3部〕
 - 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書（法第10条第1項第8号）〔3部〕

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式（第2条関係）」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式中（備考）の事項を（備考）1の事項とし、同事項の次に次のように加える。

2 この届出書の提出に併せて、閲覧用として次に掲げる書類を提出すること。

- 定款（特定非営利活動促進法施行条例第8条第1項の表の第1号）〔2部〕
- 1の登記簿謄本の写し（条例第8条第1項の表の第1号）〔2部〕
- 設立の時の財産目録（条例第8条第1項の表の第1号）〔2部〕

別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式（第2条関係）」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式（備考）1の事項中「記載すれば足りる」を「記載する」に改め、同様式（備考）5の(1)の事項中「の就任承諾書」を「が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本」に改め、同様式（備考）5の(3)の事項を削る。

別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第4号様式（第2条関係）」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式（備考）1の事項中「1には」を「上記1には」に改め、同様式（備考）2の事項中「及び変更後」を「、変更後」に、「3部」の次に「並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔3部〕」を加え、同様式（備考）3の(1)の事項中「役員名簿」の次に「（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）」を加え、同様式（備考）3の(3)の事項中「第10条第1項第8号に掲げる書類」を「第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録」に改める。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式（第2条関係）」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式の2（第2条関係）

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

年 月 日

印

印

電話番号

事業報告書等提出書

次に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、
特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の収支計算書
- 5 前事業年度の役員名簿
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 記載事項に変更があった定款
- 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
- 9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

（備考）

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、それぞれ特定非営利活動に係る事業の財産目録、貸借対照表及び収支計算書と区分して作成すること。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- 3 上記7の書類の提出は、前事業年度において記載事項に変更があった場合に限る。
- 4 上記8の書類の提出は、前事業年度において当該定款の変更の認証があった場合に限る。
- 5 上記9の書類の提出は、前事業年度において当該定款の変更により登記事項に変更があった場合に限る。
- 6 この提出書による事業報告書等の提出に併せて、閲覧用書類として上記1から9までの書類の写しを添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第8条第1項の表の第3号）〔各2部〕

（日本工業規格 A4）

別記第5号様式の3（第2条関係）

北海道知事 様

年 月 日

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 印
電 話 番 号

定款変更に関する閲覧に係る書類提出書

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第8条第1項の表の第2号の規定により、次の閲覧に係る書類を提出します。

記

当該変更の認証に係る変更後の定款 2部
（日本工業規格 A4）

別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式（第2条関係）」に、「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名 印」を
電 話 番 号

印
に改める。

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式（第2条関係）」に、「氏名 印」を「氏名 印」を
電 話 番 号
に改める。

別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式（第2条関係）」に、「氏名 印」を「氏名 印」を
電 話 番 号
に改める。

別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式（第2条関係）」に、「氏名 印」を「氏名 印」を
電 話 番 号
に改める。

別記第10号様式中「別記第10号様式」を「別記第10号様式（第2条関係）」に、「氏名 印」を「氏名 印」を
電 話 番 号
に改める。

別記第11号様式中「別記第11号様式」を「別記第11号様式（第2条関係）」に改め、同様式（備考）を次のように改める。

（備考）

- 1 ①の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設

立する」を記入すること。

2 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
- (2) 定款（法第10条第1項第1号）〔3部〕
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔3部〕
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
- (8) 合併趣旨書（法第10条第1項第5号）〔3部〕
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔3部〕
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書（法第10条第1項第8号）〔3部〕

別記第12号様式中「別記第12号様式」を「別記第12号様式（第2条関係）」に、「代表者の氏名」を「代表者の氏名印」を「電話番号」に改め、同様式中（備考）の事項を（備考）1の事項とし、同事項の次に次のように加える。

- 2 この届出書の提出に併せて、閲覧用として次に掲げる書類を提出すること。
 - (1) 定款（特定非営利活動促進法施行条例第8条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (2) 1の登記簿謄本の写し（条例第8条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (3) 合併の時の財産目録（条例第8条第1項の表の第1号）〔2部〕

別記第13号様式中「別記第13号様式」を「別記第13号様式（第2条関係）」に改め、「平成」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第4号）附則第2項に規定する特定非営利活動法人についての同項に規定する期間に係るこの規則に

よる改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則別記第5号様式の2の規定の適用については、同様式中「前事業年度」とあるのは、「前年」とする。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第13号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第2条から第7条までを次のように改める。

第2条から第7条まで 削除

第8条第2項第5号中「玄関帳場等」を「玄関帳場その他これに類する設備」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第14号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）及び」を「という。）、」に改め、「省令」という。）の次に「及びと畜場法施行条例（平成15年北海道条例第1号）」を加える。

第7条を次のように改める。

（一般とちく場の構造設備の基準）

第7条 令第1条第1号に規定する知事が特に必要があると認めた場合は、一般とちく場内において食肉（食用に供する内臓を含む。）の取引が行われるすべての場合とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第15号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和59年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。
第7条を削る。

第8条中「又は理容の場所」を削り、同条を第7条とする。

別記第6号様式中

実 地 習 練 生			摘 要
生年月日	実 地 習 練 開始年月日	実 地 習 練 終了年月日	

を

摘 要

に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第16号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和59年北海道規則第116号）の一部を次のように改正する。
第7条を削る。

第8条中「又は美容の場所」を削り、同条を第7条とする。

別記第6号様式中

実 地 習 練 生			摘 要
生年月日	実 地 習 練 開始年月日	実 地 習 練 終了年月日	

を

摘 要

に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第17号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 条例第4条の2の規則で定める家畜の死体は、牛の死体（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定による検査（牛伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）の命令を受けたものに限る。）とする。

2 条例第4条の2の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の2の申請書を所長に提出しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

（家畜の死体の焼却の申請等）

第3条の2 家畜の死体の焼却を依頼しようとする者は、別記第6号様式の申請書を所長に提出しなければならない。

2 前項の焼却について証明書の交付を受けようとする者は、別記第7号様式の申請書を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の規定により申請があったときは、別記第8号様式により交付しなければならない。

第5条を削る。

別記第1号様式中「平成」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第2条の2関係）

保 冷 保 管 施 設 利 用 申 請 書

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

申請者 住所 〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

家畜保健衛生所の家畜の死体の保冷保管施設を利用したいので申請します。

1 利用目的

2 利用期日

3 家畜の死体の所有者及び個体識別番号

別記第2号様式から別記第5号様式までの規定中「平成」を削る。

別記様式に次の3様式を加える。

別記第6号様式（第3条の2関係）

家 畜 の 死 体 焼 却 申 請 書

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

申請者 住所 〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

家畜の死体の焼却を依頼したいので申請します。

1 家畜の死体の種類及び頭数

2 家畜の特徴又は個体識別番号

別記第7号様式（第3条の2関係）

家 畜 の 死 体 焼 却 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

申請者 住所 〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

家畜の死体焼却の証明書の交付を受けたいので申請します。

1 焼却の申請年月日

2 申請した家畜の死体の種類及び頭数

3 申請した家畜の特徴又は個体識別番号

別記第8号様式（第3条の2関係）

第 号

家 畜 の 死 体 焼 却 証 明 書

様

年 月 日申請の家畜の死体焼却は、年 月 日に完了したことを証明します。

- 1 家畜の死体の種類及び頭数
- 2 家畜の特徴又は個体識別番号

年 月 日

家畜保健衛生所長

印

別表使用料の項の器具機械使用の次に次のように加える。

保冷保管 庫使用	500円
-------------	------

別表手数料の項の特別診断の次に次のように加える。

焼 却	12,000円	家畜保健衛生所における家畜伝染病予防法第5条第1項の検査に長期間を要し、腐敗が著しく、搬出が困難な家畜の死体の焼却を行うことをいう。
-----	---------	--

別表の備考1の項中「使用料」を「器具機械使用に係る使用料」に改め、同備考中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

- 2 保冷保管庫使用に係る使用料の額は、1頭1回当たりの単価とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第18号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を

定める規則等の一部を改正する規則

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の1の項の(1)中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」に改め、同表の2の項中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）

第2条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項及び第7条中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に、「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に、「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正）

第3条 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道規則第19号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び都市計画法施行規則」を「、都市計画法施行規則」に改め、「省令」という。）の次に「及び都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）」を加える。

第2条の表第2号中「江別市」の次に「、名寄市」を加え、「及び白老町」を「、白老町、音更町、芽室町及び幕別町」に改める。

第10条の2を次のように改める。

第10条の2 削除

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第20号

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則を廃止する規則

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則（昭和46年北海道規則第110号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第21号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則（昭和47年北海道規則第62号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

